

千葉市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、健全な言語、社会性の発達を支援するため、補聴器の購入に必要な費用の一部を助成することにより、難聴児の言語訓練及び生活適応訓練の促進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 この補聴器購入費助成の対象となる「軽度・中等度難聴児」とは、次の要件を全て満たす18歳未満の児童とする。

- (1) 千葉市内に住所を有すること。
- (2) 両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならないこと。

ただし、第6条第1項第1号に規定する医師（以下「医師」という。次号について同じ。）が装用の必要を認めた場合は、30デシベル未満についても対象とする。

- (3) 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断するもの。

(対象補聴器等)

第3条 助成の対象となる補聴器の種類、1台当たりの基準額（以下「基準額」という。）及び耐用年数は、別表のとおりとする。

2 助成の対象となる補聴器の個数は、装用効果の高い側の片耳装用分として1個とする。

ただし、教育・生活上等市長が必要と認めた場合は両耳装用分として2個を対象とすることができる。

(助成金の算定基礎)

第4条 この助成金の算定基礎となる額（以下「算定基礎額」という。）は、第2条に規定する助成対象児（以下「対象児」という。）が新たに補聴器を購入する費用又は本要綱に基づき購入した補聴器を、別表の耐用年数経過後に購入する費用（以下「購入費用等」という。）と別表の基準額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、前条第2項により、両耳に装用する場合の助成金の算定基礎額は、左右それぞれの耳について購入費用等と別表の基準額とを比較して少ない方の額とする。

(助成額)

第5条 助成額は、前条に規定する額の3分の2（円未満に端数が生じるときは、これを切り捨てる）とし、算定基礎額を超える部分については、助成の対象としない。

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする対象児の保護者（以下「申請者」という。）は、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成申請書（様式第1号。以下「申請書」と

いう。)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定による指定医療機関の医師又は千葉市療育センター内の療育相談所に置く診療室の医師が、対象児の聴力検査を実施し交付した軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業医師意見書(様式第2号の1。以下「意見書」という。)
 - (2) 前号の意見書に基づき、補聴器の販売事業者(以下「補聴器業者」という。)が作成した見積書
 - (3) その他、市長が必要と認める書類
- 2 前項第1号に規定する意見書について、様式第2号の1によることができない場合には、様式第2号の2により、これに代えることができる。
 - 3 第1項第1号の規定にかかわらず、本事業の助成を受け購入した補聴器のイヤモールドについて再交付を申請する場合に限り、同項に規定する意見書については、イヤモールドの再交付が必要となった経緯を証する申述書を作成し、これに代えることができる。
 - 4 前項の規定により、申述書を提出した場合には第1項第2号中、「意見書」とあるのを「申述書」と読み替えるものとする。
 - 5 補聴器購入後の助成の申請については、これを認めない。
(助成の決定)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、その書類を審査したうえで助成の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、助成を行うことを決定した場合は、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するとともに、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成券(様式第5号。以下「助成券」という。)及び軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成公費負担額請求書(様式第6号。以下「請求書」という。)を交付するものとする。
- 3 市長は、助成を行わないことを決定した場合は、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成却下通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。
(補聴器の購入)

第8条 申請者は、助成決定後すみやかに、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成決定通知書に記載された補聴器業者により、補聴器を購入するものとする。

(費用の請求)

- 第9条 補聴器を購入した申請者は、購入費用の全額を補聴器業者に支払った後、請求書に助成券及び領収書を添えて、市長に公費負担額を請求するものとする。
- 2 市長は、前項による請求があったときは、内容を審査のうえ、第5条に規定する助成額を支払うものとする。
(代理受領)

第10条 助成額の支払いは、原則として前条の規定によるが、市長は申請者の利便性を考慮し、代理受領方式によることができるものとする。

- 2 代理受領は、申請者が補聴器業者に委任して行うものとする。
- 3 申請者は、補聴器業者にあらかじめ助成券を引き渡すとともに、補聴器購入費用から助成額を控除した額を支払うものとする。
- 4 補聴器業者は、請求書に助成券を添えて、市長に公費負担額を請求するものとする。
- 5 市長は、前項による請求があったときは、内容を審査のうえ、第5条に規定する助成額を支払うものとする。

(決定の取り消し)

第11条 市長は、次の各号に該当するときは、助成の決定を取り消し、その者からすでに助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽又は不正の行為により補聴器購入費の助成を受けたとき。
- (2) 補聴器を助成目的に反して使用し、譲渡し、貸与し、又は担保に供したとき。
- (3) その他補聴器購入費の助成が不適当と市長が認めるとき。

(台帳の作成)

第12条 市長は、助成の執行状況を明確にするため、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成台帳（様式第7号）を整備するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年5月1日から施行する。ただし、様式第2号の1、様式第2号の2、様式第5号及び様式第6号については平成26年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

(経過措置)

- この要綱の施行日以降、旧周波数帯用の受信機（下表において「FM型受信機」という。）又は旧周波数帯用のワイヤレスマイク（下表において「FM型ワイヤレスマイク」という。）を必要とする場合は、別表の規定に関わらず、次に掲げる額の範囲内で必要な額を加算するものとする。

種類	1台当たりの基準額（円）
FM型受信機	80,000
FM型用ワイヤレスマイク（充電池を含む。）	98,000

- この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(施行期日)

- この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

種目	種類	1台当たりの基準額(円)	基準額に含まれるもの	耐用年数	備考
補聴器	軽度・中等度難聴用ポケット型	44,000	① 補聴器本体 (電池を含む)	原則として5年	デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算すること。
	軽度・中等度難聴用耳かけ型	46,400			
	高度難聴用ポケット型	44,000			
	高度難聴用耳かけ型	46,400			
	重度難聴用ポケット型	59,000			
	重度難聴用耳かけ型	71,200			
	耳あな型 (レディメイド)	92,000			
	耳あな型 (オーダーメイド)	144,900	① 補聴器本体 (電池を含む)		
	骨導式ポケット型	74,100	① 補聴器本体 (電池を含む) ② 骨導レシーバー ③ ヘッドバンド		
	骨導式眼鏡型	134,500	① 補聴器本体 (電池を含む) ② 平面レンズ ※ 平面レンズを必要としない場合は、基準額から1枚につき3,800円を除く。		
	イヤモールド	9,500	本体購入時・追加交付時 どちらも同じ基準額	1年	

(注) 受信機、ワイヤレスマイク又はオーディオシューを必要とする場合は、次に掲げる額の範囲内で必要な額を加算できる。

種類	1台当たりの基準額(円)
受信機	97,300
ワイヤレスマイク(充電池を含む。)	135,400
オーディオシュー	5,250

(注) 業者が材料仕入時に負担した消費税相当分を考慮し、別表の額の100分の106に相当する額を基準の上限とする。